駒ヶ根市アダプト制度について

⑴　駒ヶ根市アダプト制度（アダプトとは「養子縁組をする」意味です。）を活用して身近な公園や道路などの市の公共施設の環境向上活動に、団体（グループ）で参加しませんか！

駒ヶ根市アダプト制度（平成25年4月1日制定）により、市民のみなさまの活動団体が、地区内の区長の承認を受け、市と合意すれば、活動（燃料、花苗等の費用）へ予算の範囲内で支援が受けられます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民のみなさまの役割 |  | 駒ヶ根市の役割 |
| 公共施設の環境向上 | 合意 | 活動グループへの支援 |
| ○　緑化活動 |  | ◎　燃料等の費用の補助 |
| ○　美化活動 |  | ◎　緑化資材の費用の補助 |
| ○　清掃活動 |  | ◎　傷害保険への加入 |
|  |  |  |  |  |
| 区長の承認 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 駒ヶ根市の公共施設を協働管理 |  |

⑵　区長の役割

新たな活動団体は、駒ヶ根市アダプト制度の申し込みを行う前に、活動内容について**区長の承認が必要となっています。**

⑶　令和６年度末の登録状況

①　団体数　２１団体（区　５団体、自治会　７団体、市民団体等　９団体）

**※　更新団体は、区長の承認は必要ありません。**

|  |
| --- |
| 更新団体　すずらん通り維持管理組合、上穂町区　ふじやま公園、上穂町区　アルプス公園、上穂町区　栄町公園、向ヶ丘自治会、赤須町一区　みゆき公園、菅沼自治組合、上穂町区　三和森広場、町三区地区社会福祉協議会、㈱ヤマウラ、町三区中央町内地区社協、下平区、福岡区第９自治会、小町屋区　小町公園、中沢区　水辺の楽校、中央35街道路維持管理組合、原垣外自治会、小町屋高齢者クラブ寿会、美里団地　美里児童公園、㈱ダイナム長野駒ヶ根店、辻沢自治組合 |

|  |
| --- |
| 問合せ先（道路関係）建設部建設課課長　中嶋　健作（内線　５１０）　　　　　監　理　係　今井　克明（内線　５１１）　　　　　E-mail kanri@city.komagane.lg.jp　（公園関係）建設部都市計画課　　　課長　木下　靖人（内線　５２０）　　　　都市計画係　櫻井　拓雄（内線　５２１） E-mail toshi-kei@city.komagane.ig.jp |